

議案第 29 号

伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正について

伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例（平成17年伊賀市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（関係者の出席）

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第8条 審議会は、特定の事項について調査検討するため必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の議事を整理する。
- 5 部会長は、部会において調査検討した事項について、審議会に報告しなければならない。
- 6 部会は、当該特定の事項の調査検討が終了したときは、解散する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。